

MIC Ministry of Internal Affairs

平成 2 7 年 1 月 1 5 日 消 防 庁

#### 消防法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)の内容について、平成27年1月 16日から平成27年2月14日までの間、意見を募集します。

#### 1 改正内容

今回の消防法施行規則の一部を改正する省令(案)の主な改正事項は、以下のとおりです。

- ・ スプリンクラー設備、避難器具及び誘導灯を設置することを要しない部分を新たに規 定する。
- 自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分を新たに規定する。

#### 2 意見募集対象及び意見募集要領

- 〇 意見募集対象
  - 消防法施行規則の一部を改正する省令(案)
- 詳細については、別紙の概要資料を御覧ください。

#### 3 意見募集の期限

平成27年2月14日(土)(必着)(郵送についても、募集期間内の必着とします。)

#### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。





#### (事務連絡先)

消防庁予防課 吉村補佐、新納

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

#### 意見募集要領

#### 1 意見募集対象

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)

#### 2 資料入手方法

意見募集対象となる「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)」については、電子政府の総合窓口(e-Gov)(「パブリックコメント」欄(http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

#### 3 意見の提出方法

意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。(御意見等には可能な限り理由を付記してください。)

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。(氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。)

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

#### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: n. ni i ro@soumu. go. jp

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください(コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)。

#### (2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする 場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

- 〇磁気ディスク: 3. 5インチ、2 H D
- 〇フォーマット形式: 1. 44MBのMS-DOSフォーマット
- 〇ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (3) FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### 4 意見提出期限

平成27年2月14日(土)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

#### 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(http://www.e-gov.go.jp)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に 関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体につい て非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### 意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 あて

郵 便 番 号:〒
(ふりがな)
住 所:
(ふりがな)
氏名(注1):
電話番号:
電子メールアドレス:

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

#### 消防法施行規則の一部を改正する省令(案)について

平成27年1月消防庁予防課

#### 【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)による消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)の改正により、令別表第1(5)項イ並びに(6)項イ及びハに掲げる宿泊施設、病院又は診療所及び社会福祉施設(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)について、延べ面積に関わらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたため、これらの用途は令第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないものと取り扱うことを予定している(既に延べ面積に関わらず自動火災報知設備の設置が義務付けられている同表(2)項二及び(6)項口の取扱いと同じ。)。これに伴い、これらの用途が存する防火対象物のこれらの用途に供される部分以外の部分について、同表(16)項イに掲げる防火対象物としての設置基準が適用される場合の技術上の基準を整備するため、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)の自動火災報知設備等の設置基準に関する規定を改正する。

#### 【改正内容】

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない部分(第13条第1項関係) スプリンクラー設備の設置を要しないものとして令第12条第1項第3号に規定する「総務省令で定める部分」に、新たに、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、300㎡未満であるものをいう。以下同じ。)の次に掲げる部分以外の部分で10階以下の階に存するものを追加することとする。
  - ①令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
  - ②令別表第1(6)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
  - ③令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(介助がなければ避難できない者として規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあっては、床面積が275㎡以上のものに限る。)
- (2) 自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分
  - ①自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物(令第 21 条第 1 項第 8 号に掲げる防火対象物を除く。)の部分(同項第 5 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第 1 各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項のいずれかの用途に供される部分で当該部分の床面積(その用途に供される部分の床面積が当該小規

模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものにあっては、当該部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が500㎡未満(令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては1,000㎡未満)であるものを追加することとする。(第23条第4項関係)

- ア 令別表第1(2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及び口に掲げる防火対象物
- イ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させ るものに限る。)
- ②①の自動火災報知設備の感知器を設置することを要しない部分については、地区音響装置及び発信機についても設けることを要しないこととする。(第 23 条第 4 項及び第 24 条関係)
- (3)避難器具の設置個数の減免(第26条第6項関係)

小規模特定用途複合防火対象物に存する令第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる防火対象物の階が次の①から③までのいずれにも該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができることとする。

- ①下階に令別表第1(1)項から(2)項ハまで、(3)項、(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。
- ②当該階(当該階に規則第4条の2の2第1項の避難上有効な開口部を有しない壁で 区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分)から避難階又 は地上に直通する階段が2以上設けられていること。
- ③収容人員が、令第25条第1項第1号に掲げる防火対象物の階にあっては20人未満、 同項第2号に掲げる防火対象物にあっては30人未満であること。
- (4)誘導灯を設置することを要しない部分(第28条の2第1項及び第2項関係) 誘導灯を設置することを要しない部分として令26条第1項に規定する「総務省令 で定める部分」に、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しない部分とし て、新たに、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第1(1)から(4)項まで、 (5)項イ、(6)項、(9)項以外の用途に供される部分が存しないものを除く。) の地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分を追加することとする。

#### (5) その他

消防用設備等に設ける非常電源についても規定の整備を行うほか、所要の規定の整理を行う。

【施行期日】平成27年4月1日

 $\bigcirc$ 消 消 防 防 法 法 施 施 行 行 規 規 則 則 0) 昭 部を改正する省令案新 和三十六年自治省令第六号) 旧 対 照 表

【改正案欄に

は、

平成二十八年四月一

日時点の条文案を掲載

第十二条 げる技 て同じ。 屋 内 術 消 火栓 上 屋 0)  $\mathcal{O}$ 内 は設備に 設 基 消 置 準 火 改 八栓設備 及び に 従 関する基準の 維持に関する技術 11 設置するも (令第十一条第三項第二号イ又はロ 正 細 目  $\mathcal{O}$ を除 上 0) 案 基 準 以下この (T) 細 目 頃に は お に掲 次 V 0 げる技 同 第十二条 U 屋 術 内 0) 上 消 火栓 設  $\mathcal{O}$ 屋 基 置 内 及び 準 消 設 備に 火栓 に 維持に 従 現 設 関する基準の 11 備 設 関する技術上の基準 置するものを除 (令第十一条第三項第二号イ又はロ 細 目 < 行 · の 細 以下この

´とする。

目

は、

次の

とお

項にお

11

て

に

掲

ر <u>=</u> 略

一 <u>5</u> 三

(略)

とおりとする。

兀

屋

内

消火栓

設

備の

非常電

源

は、

非

常

電

源

専

用受電設備

自

発

電

設

備、

蓄電

池設

備

又は燃料

池

設

備

法

+

七条の二の

Ŧī. 家

第二項第四号に

規定する特定防

火 電

対象

物

以

下 第

「特定防

火

対象

という。

で、

延べ

面

積

が

千平

方

卜

ル

上

0)

ŧ

0

第

兀 物 第二項第四号に 発 電設 屋 لح 内 備、 *(* \ 消火栓設 う。 蓄 電 備の で、 規 池 定する特定防火対象物 設 備又は燃料電池設備 非 延 ベ 常電源は、 面 積が 千平方 非 常電 メ 1 源 (以 下 (法第十七条の二 専用 1 ル 受電 以 特 上 定防 0) 設 備 ŧ 火 0 /対象 0) 自 五. 家

池設備) によるものとし に あつては、 自家発電設 次 0 イからホまでに定めるところに 備 電 池 設 備 又は 燃 料 電

五~九 略

イ 〜

朩

略

よること。

2 3 略

2

3

略

五.

一 九

略

イ く

ホ

(略)

よること。

池設備) を除く。

によるものとし、

次

 $\mathcal{O}$ 

1

カゝ 設

5

ホ

までに

定めるところに

)にあつては、

自

家発

電

備

蓄 定

電 用

池 途

設

備又

は

燃料

電

十三条第一

項

第二号に規定する小規模

特 メ

複 以

合防

火

対

象

物

- 1 -

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次

第

0

いず

れ

かに掲げる部分とする。

の 用 に規 人福 障害者 び 分に設置 平 項 に対項 生活 る防 令 第四 定す 同 途 成 祉 別 法 表第 表(六) 援 に + 0 火 対 される 供される部分が存せず、 号 助 日 る 口 七 (昭 項口 及び のを行う 常生 7象物に 及び 年法 認 (<u></u>其) 項 知 和三十八 及 び 区 律第百二 活及び社会生活を総合的に支援するため 同 症 条第二 あ 施設に限る。 対 に掲げる防火対象物 画 イに掲げる防火対象 応型老 を有するも つては、 に (年法律第百三十三号) 一項第三 掲げる防 十三号) 人 八共同 有料老人ホ 一号にお 0) 以下この号、 の十階以下 火対象 生活 か 第五条第十 つ、 いて同 援助 物 (回 のうち 次に定めるところによ 物 表(六) 0 事 ム · の 階 じ。 第五条の一 用 第二十八条の二第 五項に規定する共 業を行う施設又は 途 福 項 温祉ホー ロ及び に供される部 同 0) 表(五) 用 一第六項 の法律 途以 項 ム に 口 外 揭 老 並

合にあっては 居 室 を、 準 耐火 耐火構造の壁及び床) 八構造の 壁及び 床  $\widehat{\Xi}$ 階以 で区画したものである 上 0) 階に 存する場

口 面 しする は準不燃材料で、 壁 及び 仕上げ 部 天井 分 を地上に テ ŋ 弁の 縁 その な 通ずる主たる廊 窓台その 他の部 1 場合にあ 他これらに 分にあ つて つては難燃材料でし 下その は 類する部分を除く 他 屋 (T) 根) 通 路にあ 0) 室内に

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)

活及び 存せず、 知 症 有 二項第三号にお 設に限る。 第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施 昭 対 項 別 + 象物に に掲げ 和三十 ロ及び 表第 三条 するも 対応型老人共同 社 る防火 会生 は項イに掲げる防火対象物のうち、  $\mathcal{O}$ カゝ 八年法律第百三十三号) あつて 令第十二条第 つ、 に掲げ 0) 以 下こ + 活 · 階 以 対 次 いて同じ。 を は 象物 る防 の各号に 0 総 合的 下 項 生活援助事業を行う施設又は障害者の 有料老人ホーム、 火対 . (T) 0 階とする。 用途に供される部分に設置される区 第二十八 に 項 象物 定めるところによ 支援するため 第三号の総務省令で定 0 用途以外の用途に供される部 同 条の二第 第五条の二第六項に規定す 福祉 0) 法 ホ 口 ŋ 項第四号及び 及び 同表伍 律 ーム、 平 める部 同 ハに掲げ 老人福祉 項口 表(六) 成 十七 分は 項 並びに伏 る防 同 日 口 年 常生 る認 · 条第 及 び 分が 画 法 法 火 律

に あ 居 つて 室 を は 準 耐 耐 火構造の 火 構 造 0 壁及び床) 壁 正及び 床 で区画したものであること 階以 上 の階に 存する場合

ること。  $\mathcal{O}$ す 燃材料 仕上げ る部 壁 及 分 び 天井 を 地 上 ŋ テ 0 に 縁 他 通ずる主たる廊下その 井 0 窓台その (T) ない 部 分にあ 場合にあ 他これらに類する部 つては難燃材料でしたものであ って 他 は 0) 通 屋 路に 根 分を除く。 あつては 0 室 一内に 面

ものであること。

以下であり、 であること。 区 画 する壁及び か 床 0 0) 開 開  $\Box$ 部 口 部  $\mathcal{O}$ 0) 面 面 積 積 の合計 が四平方メートル以下 が八平方メート ル

兀

ること。

段その こと。 つては 若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸 する部 二以 ル以 入口以 0 開口 内 上 分以外 他 で 0 外 0 0) 特 部に ŧ (T) 異 定防火設備 通 路に 0 開 なった経路 随時 0 は、 に設けるものに限る。 部 П 分の 部 面 開 Ļ 防 で くことが 開 火 戸 である防火戸) 直接外気に開放されている廊下 か により避難 口部にあつては、 つ、 できる自 階以 その 面 上 することができる部分の 積 動 0 (廊下と階段とを区 階に存 を設けたものである 0 閉 合計 鎖 防火シャッター 装置 が する場合に 四平方メ 一付きのもの 1 階 画 あ を

(1) L 7 随 閉 時 鎖す 閉 鎖 ること。 することが で き、 カコ つ、 煙 感 知 器  $\mathcal{O}$ 作 動 لح 連 動

(口) 端 以 自 設 動 0) け 居 前に るも 床 室 から 面 から 閉 0 地上に通ずる主たる廊 八 鎖 にあって . О j 高さが、 る部分を有 は、 ル 以上及び十五センチメ それぞ 直 接手で その れ 開くことがで 下 七十五センチメートル 部 分 階 0 段 幅 そ 0) トル以下で き 高さ及び下 他 0 通 路 に

あること。

三 下であり 区 画 する壁及び か 床 0  $\mathcal{O}$ 開 開 П П 部 部 0)  $\mathcal{O}$ 面積が四平方メートル以下であ 面 積 の合計 が八平方メート ル 以

は次に に設け 路に つては、 る部分以外  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 開 異なつた経 前号の で、 面 П るも 定 L 部 める で 随 特定防火設備である防火戸) 開 時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しく 0) か 0)  $\Box$ 構造 に限 路により避難することができる部分の出入口以外 直 部 部 には 接 分 その る。 外気に 0 0 もの 開 防火戸 面  $\Box$ 『部にあ を設けたものであること。 積の合計が四平方メー 開放されている廊下、 又は鉄製網 つては、 一階以上の 入りガラス入り (廊下と階段とを区 防火シャッター 階に存する場合に トル 階段その 以内の 戸 -を 除く 他 以上 0 画 通 す

て閉鎖すること。
て閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動し

口 けるも 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であ 的 面 か に 居 メー 閉 5 室 鎖する部分を有し、  $\mathcal{O}$ 0) カコ 高さが  $\vdash$ に 5 あって ル 地上に通ずる主たる廊 以 上 及び十五センチメー は それぞれ 直接手で開くことができ、 その部分の幅 七十五センチメートル以上、 下 階段その  $\vdash$ ル以下であること。 高 さ及び下端の 他 カゝ 0 通 つ、 路に 自 床 設 動

五.

あること。
あること。
あること。

部分で十 九項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の 防火対象物のうち、 二第一項及び第二項において同じ。 三条第四 ŋ, が当 小規模特定用途複合防火対象物 かつ、 該部分が存する防火対象物の延 - 階以下 項、 三百平方メートル未満であるものをいう。 第二十六条第六項及び第七項 (T) 階に存するもの 同表一項 から四項まで、 (令別表第 の次に掲げる部分以外の 面 並 積の十分の 伍)項 びに第一 は項イ Ź 床面 十八 12 (六) に掲げる 以下で 項又は 第一 積 条の 0 合

される部分 される部分 される部分 おりょう 一 令別表第一 (円項ロ1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供

2~5 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。第十四条 スプリンクラー設備(次項に定めるものを除く。)の設

2~5 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。第十四条 スプリンクラー設備(次項に定めるものを除く。)の設

# 一 ~ 六 (略)

六の二 非常電源は、第十二条第一項第四号の規定の例により設

けること。

# 七~十 (略)

+ 五. ŋ 圧力又はポンプの全揚程については、 めるところによること。 0 水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、 ハハからチまで、 求 値 号 以上 から 口 加圧送水装置は、 0 0) 規 れた値又は第十二条第二項第三号、 定の 値とすること。 例により求めら ニ並びにトの規定 第十二条第一項第七号イロ、 ただし、 れ 前条第四項に規定する補助 た値のうち イ、 の例によるほ 口 第四号若し 若しくはハロによ ず れか大き ロ (ロ) 圧力水槽 か、 次に定 くは第 及び 方 散 (11)  $\mathcal{O}$ 

# 十二・十三 (略)

### 2 (略)

第二十三条 (略)

2

3

略

# 4 自動火災報知設備

開の

感知器の設置は、

次に定めるところによら

できる場所に設けること。

## イ〜ホ (略

小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第一項第八

## 一~六 (略)

六の二 非常電源は、第十二条第一項第四号の規定の例により設

けること。

# 七~十 (略)

五号 ŋ 圧力又はポンプの全揚程については、イ、 めるところによること。ただし、 0 水 値以上 求めら 栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、 ハハからチまで、ニ 加圧送水装置は、 口 0 0) 規 れ 値とすること。 定 た値又は第十二条第二項第三号、 0 例 により求められた値のうちいずれか大きい 第十二条第一項第七号イロ、 並びにトの規定の例によるほ 前条第三項に規定する補 口若しくはハロ) 第四号若しく 圧力水 か、 口 (口) 次 に 定 (こ 及 び (ハ) によ は 槽 助 第 方 散  $\mathcal{O}$ 

# 十二·十三 (略)

2 (略)

第二十三条 (略

2~3 (略)

なければならない。 4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによら

できる場所に設けること。

感

知器

は、

次に

掲げる場

所以外で、

点検その

他の

維持

管

理

が

## イ〜ホ (略

### (新規)

分で、 うち、 部 びは項に に供される部分及び次に掲げる防火対象物の 物において最も大きいものである場合にあつては、 に供される部分の れる部分及び 号に掲げる防火対象物を除く。 る部分であつて当該用途に供される部分の床面 分の床 千平方メー 号 0 防火対 令 次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の から第十五号に掲げる防火対象物 掲げる防火対象物の 面 別 表第 積の合計) トル 象物の 同 表各項 未満) 各項の 床面積が当該 用途 が五百平方メー (当項ロ及びは項から用項までを除く 防火対象物の用 であるもの のいずれかに該当する用途に供され 用途に供される部分にあつては 小規模特 0) 部  $\vdash$ 分 途以外 定用 ル 0 (同 未満 部 用 途複合防火対象 分を除く。 項 途に供される 積 0 第五号及び 同 用途に供さ (その用途 表出項及 当該用途 部 第

びロに掲げる防火対象物(ハー令別表第一口項ニ、田項イ並びに(内項イ1)から(3)まで及

| 令別表第一宍項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居さ

せ、又は宿泊させるものに限る。)

二~六 (略)

(三種の感知器にあつては二十メートル)につき一個以上のへ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル

二~六(略)

ころによること。 と 煙感知器 (光電式分離型感知器を除く。) は、次に定めると

(三種の感知器にあつては二十メートル)につき一個以上の感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル

で、 三に規 階 階 る 物 (当 段 か 避 0) 種 5 上 該 難 用 及 0) 階以 五 定する避 階 避 途に供される部分が令第四 び 感 段 難 傾 知 雅隆又は 器に 及び 外 項 斜 路の 0) イ、 難上有効 階 あ 傾 うち、 傾斜 つては 斜 地上に直通 に存する防 六) 路 が 項又は 令別 な構 屋 + 外に メ 造を有 する階 火対象物 つては 表 設け 第 1 九 条の二の二 ル する場 段及 5 れ、 で、 項 に び 1 つ 一合に き 一 又は 傾 当 項 に 第一 斜 該 掲 か あ 避 げ 5 第 路 個 一号に規定 う 匝 の 難 る防 以 て 階 四 総 上 条 は、 数が 以 0 火 対 当 外 項 象 0 0 ま 該

個

数

を、

階

段

及び

路

に

あ

垂

直

距

離

+

五.

メ

]

1

ル

五. す を除 メー る 以 Ł 設 1 0) けら に ル につ 以 下 あ れてい つて き 特定 は、 個 な 以 11 階段等記 上 種 ŧ 又  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 防 小 個 火対 数 種 規 を、  $\mathcal{O}$ 模 感 象 特 火災を 物」 知器 定 用 を 途 複 有 垂 , う。 合防 効 直 距 火 感 離 に 対 七 知 す

七 の <u>-</u> く 九 略

るよう

に

設けること。

5 9 略

潍  $\mathcal{O}$ 細 兀 目 条 は、 自 次 動 火災  $\mathcal{O}$ 報 おりとする。 知 設備 の設 置 及 び 維 持 に 関 はする技 術 上 0 基

لح

( 兀 略

五. 数 が 同 地 ľ 区  $\mathcal{O}$ 音 響装 ŧ は  $\mathcal{O}$ 置 Ρ Ρ 型三 型二 次 分号に 一級受信 級受信機 掲 げ るも 機 で接続 G  $\mathcal{O}$ Р を 除 型二級受信 することが 以 下この 機 できる回 で 接 뭉 (続す に 線 お る  $\mathcal{O}$ 

> 三に で、  $\equiv$ 階 る 物 階 個 **当** カコ 避  $\mathcal{O}$ 段 種 数 及び 規定する避 該 5 難 用  $\mathcal{O}$ を、 五 階以 階 避 途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規 感 段 難 傾 知 階 器に 階又 及 外 項 斜 段 イ び 0) 路 及 難上 傾 は 階に存する防 あ び  $\mathcal{O}$ 地上 うち、 斜 つて 傾 **分** 有 路 斜 対な構造を有する場合にあつては、 に は 路にあつては が 項又は 令別表 直 十メー 屋 外に設け 通する階段及び 火対象物で、 第一 1 九 ル 垂直 5 に れ 項 イに つき一 距 当 項 又 は 傾 · 掲 げ から 斜 該 + 路 避 個 五. 第 る防 兀 0 難 以 四 総数 階以 条の ] 上 火 1 (当 <u>ニ</u>の が 定 外 対 項 ル 0 該 ま

五. す メ る ] Ł  $\vdash$ 0) ル に に あ 以下 0 0 き て は、 特 個 定 以 上 階段等防 種 又は 0 個数を、 種 火対  $\mathcal{O}$ 

感 象

知器

を垂

直

距

離

七

火災を有

対効に

感

知

す

物」

とい

· う。

に

存

以

上

設

け

5

れ

てい

な

V

ŧ

0

七 の <u>-</u> く 九 略

るように

設

けること

5 9 略

第二十 進  $\mathcal{O}$ 細 目 兀 は、 条 次 自  $\mathcal{O}$ 動 火災 と お り 報 とす 知 設備 0 設置及び維持に 関 する技術

基

( 兀 略

五. 数 て が 同 地 ľ 区  $\mathcal{O}$ 音 響装 ŧ は  $\mathcal{O}$ 置 Р Ρ 型三 型二 次号に 級 級 **感受信機** 受信 掲げるもの 機 で接続することが G を除 P型二級受信機 以 下こ できる回 で接 0 号 に 続 す 線 お る  $\mathcal{O}$ 

場合 当該 ことが 又は · を 除 受信 放 送 で きる き、 設 機 備を第二 を 用 口 次 に 1 線 定めるところに る自  $\mathcal{O}$ 十五条の二に 数 動 が 火 災 0 報 Ł 知  $\mathcal{O}$ 定め より 設 若 備 しく 設け るところにより 0 警 は ること。 戒 G 区 Ρ 型三 域 E 設 級 設 け 受 、る場 置 信 機 L た 合 を

イ (略)

口 域 0 L て作 に 部 階 有 段 分 効に 又は 動 ( 前 す 報 るもの 傾 条 第四 知できるように設けること。 斜 路に設ける場合 項 で、 第 当 「該設備、 号 に を設置 を除 掲 げ き、 る 部 L た防 感 分 知 を 火対 除 器 < 0) 象物又はそ 作 動 0 全 連 区 動

兀 に つて 以 超 定 発 合 える防 することが に 項 は  $\mathcal{O}$ 上 地 時 は あ 階 第 0) つては 当 出 を 間 階 火対 が 除 号 該 火 0) 階、 経 場 Ś 設 備を 合に · 階数 に できるものであること。 象物又はその 過 出 その 掲 火 し げる部分 設置 階、 た場合又は新たな火災信 が あ 直上 つては 五以上で した防 そ 分を 階  $\mathcal{O}$ 及び 直 部 出 除く。 延べ 上階 火階 分に 火対象物 そ 0 及 及び あ 面 つては 他 び 積が三千平 この 又は 0 地 そ 0) 地 階 0) 全 その 区 号 場 階 直 ※合に 域 を に 地 出 上 受信、 階、 [火階が - 方メ . 限 つ 階の に 部 おい 自 分 て 場 ] 動 L (前条第 た場場 警報 一合に 的 て、 階 1 に 0) ル 警 場 階 合 あ を を

= + 除 各階ごとに、 五. メ ] 0) 1 各部分 ル 以下となるように その つから 階 (前 0 条第四 地 区 音響 設 けること。 項 装置 第 ま 号 で に 0 水平 掲 げ 距 る 離が 部 分

報

を

発

するように

措置されて

\ \

ること

ことが 場合 又は 当 該受信機 を除 放 送 で きる き 設 備 を 次 を第二十五条の二に定めるところによ 用 口 に V 線 定めるところにより設けること。 る  $\mathcal{O}$ 自 数 動 が 火災 0) 報知設 Ł 0) 若しくは 備 0 警 戒区 G Ρ 型三 域 に ŋ 設 級 受信 設 け る場 置 機 た 合 を

イ (略

口  $\mathcal{O}$ L 部 て 階 段又は 作 分 動 す る 傾 ŧ 斜 路に  $\mathcal{O}$ で、 設 当 ける場合を除 該 設備 を設置 き、 L た防 感知 火対 器 0 象物 作 動 又 لح 0) は 全区 連 動

域に有効に報知できるように設けること。

合に に 定 発 つて 以 超 える防 することが 上 は  $\mathcal{O}$ 地 時 は あ 0) 階 つて 当 間 出 階 を 該 が 火 0) 火 除 階、 設 経 は 場 対 < 合に 備 過した場合又は新たな火災信号を受信 できるものであること。 出 象 階 物 又は 数が その を 火階、 あ 設 置 直 五. 0 ては出 その その 以上で延べ 上 た防 階及びその他 直 部 上階 火階 火対象物又はその部 分にあつては 及び地 面積が三千平方メ 及びその この場合に 0 地 階 直 階 上階、 に限つて警報 出 地 一火階が 階 おい 0 分 L 場 た場場 一合に 階 1  $\mathcal{O}$ ル 階 合 場 を あ を

の全区域に自動的に擎

報を発するように措置されていること

一 各階ごとに、その階

+Ŧī. メ ] 1  $\mathcal{O}$ 各 ル 以 部 分から 下となるように設けること。 0 地 区音響装置まで 0 水 平 距 離 が

朩 5 } 略

五. の規 下この号において同じ。 イ 定の例によるほ 略 地 区音響装置 か、 (音声により警報を発するものに限る。 次に定めるところにより設けること。 は、 前号 (イ、 ハ及びトを除く。 以

口 超 (ロ)に該当すること。 える防火対象物又はその 地 階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メー 部分にあ つては、 次の  $\vdash$ 又は ル を

### (略)

(ロ)(イ) 項第一号へに掲げる部分を除く。 L た場所を報知することができるものであること。 当該設備を設置した防火対象物又はその部分 )の全区域に火災が (前条第四 発 生

### 六~八 (略)

八の二 が 一 の 場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところ により設置した場合を除き、 とができる回線が一 除く。  $\vdash$ 各階ごとに、 ル以下となるように設けること もの、 発信機は、 )の各部分から P型三級受信機 その階 Ρ 型二級受信機で接続することができる回線 のもの若しくはGP型三級受信機に設ける (前条第四項 0) 発信機ま 次に定めるところによること。 GP型二級受信機で接続するこ で 第 0 歩行距 号 へに掲げる部分を 離が五十メ

> ホ 5 1 略

五. の 二  $\mathcal{O}$ 下この号において同じ。 規定 の例 地 区音響装置 によるほ か、 (音声により警報を発するものに限る。 次に定めるところにより設けること。 は、 前号 ( イ、 ハ及びトを除く。 以

#### イ 略

口

超える防火対象物又はその 地 階を除 < 階数が五以上で延べ面積が三千平方メー 部分にあつては、 次の 7 1 又は ル を

### (略)

( p

に該当すること。

(ロ)(イ) 当該設備を設置し た防火対象物又はその部 分

の全区域に火災が 発

生

### 六~八 略

L

た 場

所

を

報

知することができるものであること。

八の二 とができる回 場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところ により設置した場合を除き、 が 0) もの、 発信機は、 -線 が P型三級受信機、 Ρ 型二 のもの若しくはGP型三級受信 級受信機で接続することができる回 次に定めるところによること。 GP型二級受信機で接続するこ 機に設ける

イ ル 以 階ごとに、  $\mathcal{O}$ 各 部 その階 分から

0

発信機までの

歩行距

離が五十メ

各

口

5

ホ

略

 $\vdash$ 

下となるように設けること。

口

5

ホ

略

7 第二十八条の二 6 第二十六条 2 5 その部分) 三 九 Ł きには、 (誘導灯及び (避難器具の設置個数の減免) のは、 号及び第二 階にあつては三十人未満であること。 0 部 さ 世項イ、世項イ、 小 二以 (略 その区 れる部 で有し 階にあ 当該階 収容人員は、 下 規 上設 模特定用途複合防火対象物に存する令第二十五条第 略 階に令別表 略 当 避 難口 けら ない 「該階に つては二十人未満、 画 分が存しないこと。 (当該 (略 号に 誘導 された部分) れて 、壁で区 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める 誘導灯については、 標識を設置することを要しない 階に第四条の二の一 第 避 掲げる防火対象物 令第二十五条第 は項及びは項に掲げる防火対象物の用途に供 難器具を設置しないことができる。 いること。 画されて 頭から口 から避難階 同 1 項第二号に掲げる防火対象物 る部分が存する場 項 次の各号に定める部分とする 項 の階 第 ま 第 又は地上に直 で が 号に掲 項 次の各号に該当すると 0  $(\equiv)$ 項 避 防 げ 難 火対象物又 る防火対象 通する階段が 合にあ (四) 項 有 効 な開 (九) 項、 ては 項 は 第 物  $\mathcal{O}$ П 6 第二十八条の二 第二十六条 2 5 5 (新規) 九 Ł その部分) (避 (誘導灯及び  $\mathcal{O}$ 略 は、 難器具の設置個数の 略 略 避 難 略 П 誘 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定め 誘導灯については、 導標識を設置することを要しない防火対象物 減免) 次の各号に定める部分とする 又は

3 (略)	五 (略)	を除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分	る防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもの	(令別表第一円項から四項まで、田項イ、円項又は別項に掲げ	四 前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物	一~三 (略)	誘導灯については、次の各号に定める部分とする。	2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路   。	を除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分	る防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもの	(令別表第一円項から四項まで、田項イ、内項又は別項に掲げ	五 前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物	一~四 (略)	0
3 (略)	四 (略)				(新規)	一~三 (略)	誘導灯については、次の各号に定める部分とする。	2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路				(新規)	一~四(略)	•